

順天堂大学国際教養学部保護者会会則

(名称および所在地)

第 1 条 本会は、順天堂大学国際教養学部保護者会（以下「本会」という。）と称し、事務所を順天堂大学国際教養学部内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、順天堂大学（以下「本学」という。）の教育理想実現のため、本学と保護者との連絡を密にし、教育効果の向上に資すると共に、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本学国際教養学部における教育の充実研究の興隆発展への協力
- (2) 学園生活をより充実するために必要な助成
- (3) 本学と保護者との連絡を緊密にするための広報活動
- (4) 修学援助基金による修学援助
- (5) その他本会の目的達成のための有効適切な事業

2 修学援助基金については別に定める。

3 前 2 項の事務局業務については、順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス事務室に委託する。

(会員の構成)

第 4 条 本会の会員は、本学国際教養学部 に在籍する学生の保護者をもって構成する。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1～4 名
- (3) 運営委員 会長が必要と定める数
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長、副会長および監事は、役員会において候補者を選出し、総会で決定する。
運営委員は、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 7 条 役員は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 運営委員は、会務に参画し、会長および副会長を補佐する。
- (4) 監事は、会務及び会計の監査、総会での監査報告に当たる。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は当該年度の総会から翌年度の総会までの 1 ヶ年とする。ただし、留任を妨げない。役員は、任務満了後も後任者の就任までその任務を行う。

(顧問および参与)

第 9 条 本会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、役員会の議を経て本学役員経験者、本学役員および教職員の中から会長が委嘱する。

3 顧問および参与は、会長の諮問に応え、役員会に出席して意見を述べるができる。

(総会)

第 10 条 総会は、毎年 1 回とし会長が招集する。ただし、会長は、必要あるときに臨時総会を招集することができる。

2 総会の招集は、書面又は電磁的方法により通知する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 会長・監事の選出に関する事項

(2) 会則の変更に関する事項

(3) 予算および決算に関する事項

(4) その他会務の重要事項

4 総会の決議は、出席者（委任状提出者を含む）の過半数の賛成をもって議決する。

(役員会)

第 11 条 役員会は会長、副会長、運営委員及び監事をもって構成する。

2 役員会は、会長が随時招集し、次の事項を協議する。

(1) 予算および決算に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) その他本会運営に関する事項

3 役員会は、役員の 3 分の 2 以上の出席（委任状提出者を含む）をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

4 役員会には、会長が必要と認めた場合、役員以外の者を出席させることができる。

(経費)

第 12 条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってこれに充当する。

(会費)

第 13 条 会費は次のとおりとし、入学時に一括納入するものとする。

会 費 65,000 円（4 ヶ年分）

(会計年度)

第 14 条 本会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会則の改廃)

第 15 条 この会則の改廃は、役員会に諮り、総会の議を経て行う。

附 則

- 1 会務運営のため必要な細則は別に定める。
- 2 この会則施行のときに現に在籍する学生の保護者は、第 13 条の規定にかかわらず、会費として 50,000 円（4 ヶ年分）を納入することによって会員となる。
- 3 この会則は平成 28 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この会則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する（第 5 条副会長人数の変更）
- 2 この会則は令和 2 年 12 月 5 日から施行する（第 6 条役員の選任の変更）
- 3 この会則は令和 2 年 12 月 5 日から施行する（第 8 条役員の任期の変更）